

建設業者団体の長 殿

国土交通大臣 中野 洋昌

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、国土交通行政の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」ができるか、重要な局面を迎えております。令和 7 年の春季労使交渉において、33 年ぶりの高水準となった今年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和 7 年 1 月 16 日に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理から指示がありました。

また、同月 24 日に開催された第 7 回「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、上記車座における総理指示を具体化したものについて、関係省庁から所管業界に対し要請を行うよう、青木内閣官房副長官から指示がございました。

上記の主旨を踏まえ、建設業については、令和 7 年 2 月 14 日に開催された「建設業団体との賃上げ等に関する車座」において、国土交通大臣から出席いただいた建設業者団体の方々に対し副長官の指示事項について直接要請させていただいたところですが、今回文書という形で改めて要請させていただきたく存じます。

つきましては、貴団体におかれては、本要請文を会員企業等の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）又は下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）違反がないかについての、業界全体での自主点検等

建設工事について、「通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」等の建設業法第 19 条の 3 や第 19 条の 4 及び第 19 条等に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行い、建設業法違反があった場合には当該行為の取りやめなどの改善措置を講じること。

また、資材の製造委託、工事図面の情報成果物作成委託等、下請法の対象取引において「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」の禁止等の現行下請法第 4 条及び同法第 3 条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、下請法違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」<sup>1</sup>を活用し、当該違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会及び中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることも検討すること。

### 2. 改正建設業法に基づく適正な取引の周知や、下請法の改正内容の周知及び同法の施行前からの自主的な対応

建設業においては、昨年改正された建設業法の内容も踏まえ、

- ・受注者は発注者や注文者に対して契約前に必要な情報を通知し、かつ、発注者や注文者は、受注者から申し出られた請負代金の額の設定や変更に関する協議に誠実に応じるべきこと
- ・下請代金の支払において、注文者から出来高払又は竣工払を受けた場合、できる限り早期に受注者へ支払うとともに、労務費相当分を現金払とするよう配慮すること

など、サプライチェーン全体での支払条件や支払手段の改善に努めることが求められる。ついては、貴団体の会員企業等に対して建設業法の規定に則った適正な取引を法改正の内容とあわせて周知するとともに、取引適正化の観点から建設業全体・建設企業において自主的な対応を行うこと。

また令和 7 年 5 月 16 日に成立した下請法の改正法<sup>2</sup>において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること

等を新たに措置することとした。

<sup>1</sup> 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成 20 年 12 月 17 日公表）[https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

<sup>2</sup> 「（令和 7 年 5 月 16 日）「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について」（公正取引委員会及び中小企業庁、令和 7 年 5 月 16 日公表）[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516\\_toritekiseiritsu.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html)

本改正法は施行されていないものの、下請法の対象取引においてこれら新たに規制される行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正法の施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

### 3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者にとって不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「製品在庫型の保管費用等を受注者が負担」、「製品の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針である。加えて、製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、下請法上の違反行為となり得る旨を明確化する方針である。<sup>3</sup>また、建設業においては、注文者が下請代金の振込手数料などの下請代金の支払に関して発生する諸費用等を一方的に代金から相殺する「赤伝処理」や、受注者の責に帰すべき理由がないのに、費用を一方的に受注者に負担させる「やり直し工事」については、当事者間の取引依存度等によっては建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがあるものである。<sup>4</sup>

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

### 4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- (1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- (2) また、更に先への価格転嫁のための予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライ

<sup>3</sup> 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和6年12月公表）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225\\_kigyotorihiki\\_1.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf)

<sup>4</sup> 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」「建設業法令遵守ガイドライン ― 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 ―」（国土交通省、令和6年12月公表）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

チェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

#### 5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界におかれては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

#### 6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。
- (2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。                      等

以上